

◆セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除 (医療費控除の特例)の創設◆

平成29年1月1日から平成33年12月31日の間に一定のスイッチOTC医薬品の購入した場合、その支払い額が12,000円を超える金額[※]を総所得金額等から控除することができます(上限88,000円)

※保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く

一定のスイッチOTC医薬品とは…

要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品
(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く)

創 設

現 行

	医療費控除の特例	医療費控除
対象医療費	スイッチOTC医薬品の購入対価	医師・歯科医師による診療等・治療に必要な医薬品の購入費用等
控除額	医療費の額 - 保険金等による補填額 - 12,000円	医療費の額 - 保険金等による補填額 - 10万円※ (※総所得金額等が200万円を超えない場合:総所得金額等×5%)
控除限度額	88,000円	200万円
適用対象者の条件	医師の関与のある①～⑤の検診又は予防接種を受けていること ①特定健康診査②予防接種③定期健康診断④健康診査⑤がん検診	無し
適用期間	平成29年1月1日～平成33年12月31日	期限の定め無し



注意! 特例と、現行の医療費控除との併用はできません